

Rachel Burr,

*Vietnam's Children in a  
Changing World.*

New Brunswick, N.J. : Rutgers University Press,  
2006, x+247pp.

てらもと みのる  
寺本 実

I

著者のRachel Burr (以下, Burr) は, 文化人類学者であり, ソーシャル・ワーカーでもある。2000~03年にイギリスのオープン大学でchildhood studiesを教え, 2003~05年にはウイスコンシン大学文化人類学部に客員研究員として在籍した。帰国後, 再びオープン大学に戻り, 子どもを対象としたソーシャルワークに従事している。本書はBurrが1996~98年にベトナムの首都ハノイに滞在した際の研究成果をまとめたものである。

II

本書の構成は次のとおりである。

- 第1章 Childhoodとは?
- 第2章 ベトナムへの背景
- 第3章 子どもの権利と国際援助コミュニティ
- 第4章 なぜ子どもたちが働くのか
- 第5章 路上の子どもたち
- 第6章 リフォーム・スクールにおける生活
- 第7章 差別のない小児期
- 第8章 施設の生活と子どもたちの処世術
- 第9章 グローバル・マージン上の子どもたち?

以下, それぞれみていくことにしたい。

第1章では本書のアプローチとともに, しばしば発展途上国にそのまま適用される「国連子どもの権利条約」(UNCRC) に対するBurrの認識が示され

る。

Burrによれば, 本書で述べるアプローチはUNCRC, 国際開発, 人権に関する考察を踏まえた上での文化人類学的フィールドワークに基づいている。そして, 本書の核にはベトナム滞在中に会った子どもたちの声と経験がある (p.1)。

UNCRCは「子どもの権利に関する宣言」が30周年を迎えた1989年11月20日に国連総会で採択された条約であり, 同年に同条約に調印したベトナムは90年にアジアで初めて批准国となった。ベトナムで展開される子どもに対する社会政策はアクターによらず, 同条約の影響が大きいという (p.2)。

Burrの立場は, UNCRCにはChildhoodを「未成熟」(immaturity), 「大人への準備段階」ととらえるなどの西欧モデルの影響がみられ, 他の地域, 特に途上国にそのまま適用することは無理があるというものである (p.2)。Burrは歴史的文脈を検討し, Childhoodを「未成熟」, 「大人への準備段階」と位置付ける認識は, 西欧と北米に特有の歴史的, 政治的, 経済的, 社会的な発展から生じてきたものであり, これがUNCRCを支える哲学に結びついていると捉えているのである (p.10)。

BurrはUNCRCをそのまま途上国に適用することが困難である事例をいくつか挙げている。例えば, 子どもの労働については子どもの労働を奨励する立場に立つものではないが, 多くの低所得国の家庭においては, 否応なしに子どもの労働が必要とされる現実があり, こうした状況を短期間で変えることはできない (p.5)。また, 初等教育や十分な栄養についても, 十分な条件が整って初めて実現できるのだと主張する (p.15)。そして, 大人が率いる家族において子どもが成長することを重視するUNCRCの姿勢は, 時に家族のもとに戻りたくないという子どもの意思と衝突するという (p.15)。

このように, BurrはUNCRCをそのまま当該国に適用, 実現しようとするには無理があり, 現地の文脈を尊重することが必要との立場をとる。

第2章ではベトナムの地理, 歴史, 仏教・道教の影響や精神性なども含めて社会について説明がなされ, それらが現代に生きるベトナム人にどのような

影響を与えているのかについて論じられる。ベトナムは集団社会であり、一党支配が続く政治体制も個人をベースとした人権理解を受け入れていない。ベトナムには本質的に個人ベースの人権理解ははまだ根付いていないとの見解が示され、西欧ベースの考え方の影響を受けたUNCRCとの非「親和性」が示唆される。

第3章では、国連、世銀、NGOなどの国際援助コミュニティと子どもの人権との関わりが描かれる。Burrは国際援助コミュニティが信奉するUNCRCをベトナムの状況を判断する物差しとして直接的に用いているのかと問う。現地で活動を行うUNCRCを支持する大規模なNGOはUNCRCが普遍性を持つものと見做し、互いの活動や規模の小さなNGOに関心を払わない傾向があるという。Burrは、規模は小規模でもローカルスタッフと緊密に働き、ベトナムの文化、現実的コンテクストに依拠して活動を行っているNGOの活動に共感を示す。

第4章では子どもの仕事について述べられる。子どもは働くべきでないという西欧で支配的な見方を拘り定規に適用することは有効的ではないというのがBurrの立場である (pp.85, 107)。発展途上国の多くの子どもは生活のために選択の余地なく働かなければならず、また、子どもの経験、働く環境はそれぞれ多様であり、近年では子どもの持つ逆境を乗り越える力、ケイパビリティ、弾性への認識が高まっている。そして、過酷な経験を子どもがいる一方で、なかには仕事を通じて喜びや社会的地位を得ている子どももいることが指摘される。影響力のある国や西側諸国にとって好ましい資源の不平等な分配の結果として、貧しい発展途上国の現状があり、そのために子どもが働かなければならない状況があるとBurrは認識している。理想主義に走り、子どもが働くことを全面的に禁止するよりも、子どもの労働は世界のどこにでもある現実であることを認め、働いている場所で保護される状況を確保、生み出すことの方が、子どもを救うための現実的な対処法として有効であるとする。他方、社会政策の立案者によってさえ子どもの労働条件の現実が適切に理解されていないとし、どれだけの数の子どもが、どこで

働いているかも把握できていない状況の下で、支援策を立案することは困難であると指摘される。

第5章では、「通り」で働く子どもについて主に論じられる。Burrは自らの経験に基づき、一般的に用いられる“street child”というタームに付随するイメージに対する「違和感」を表明する。「通り」で働く子どもたちにはHIVや薬物の問題などさまざまな危険がつきまとう。だが、現実に地域経済に貢献し、自らの生活レベルを高めていく子どもたち、「通り」で働くことが有益であることを示す子どもたちもいるという。そうしたことからBurrは「UNCRCを通して働く援助機関の意図は野心的に過ぎ、現地の理想や期待からかけ離れている」(p.133)との結論に至る。そして、選択肢の限られる子どもたちの状況を現地の文脈に即して身の丈で理解する、少数のNGOスタッフや市井の人々による支援を評価し、期待をよせる。

第6章では、「通り」で非合法に働いたりあるいは物乞いをしたりして補導された子どもたちが収容されるリフォーム・スクールについて述べられる。Burrはベトナム滞在中、あるリフォーム・スクールに約2年の間、週1回もしくは2回のペースで継続的に訪問する機会を得ており、その経験に基づいてまとめられている。子どもたちの間の関係にまで観察の目を広げ、職業訓練プログラムに子どもが参加するのを見てUNICEFのスタッフが児童労働に与していると批判したエピソードを紹介し、外の世界に戻る子どもたちの積極的復帰のための準備であり、現地や子どもの立場、状況に即して取り入れられたプログラムだとして、逆に評価をする。地域のコミュニティ、現地の文化基準を尊重することが大切ではないかとの立場がここでも示される。

第7章では、子どもたちへのUNCRCの適用可能性を、実際にアクセスしえた孤児院、視覚障害者を受け入れている教育施設を舞台にして、ジェンダーと障害という2つの問題から見ている。例えば後者では視覚障害児童の将来を考えて職業訓練を取り入れ、非障害児童とのフルインテグレーションは実現しえていなかった。UNCRCを信奉するあるNGOの責任者はこれをみて批判したという。これに対し

Burrは「出会った子どもたちが、それらの組織がもし存在しなかった場合よりも、幸せと感じているかどうか」という観点を重視する姿勢を示す(p.186)。

また、ベトナムはUNCRCを締結している以上、実行の義務が伴うが、Burrによれば、UNCRCの内容は野心的で多岐に渡っており、現実的にはすべてを実行することは不可能である。すると、限られたベトナムのリソースをどこに投じればいいのかということが大きな問題となる。UNCRCが求めるようにすべての該当年齢児童に初等教育を提供することを目指すのか、それとも障害児に対する教育機会を重視すべきなのか、あるいは両者を同時に追求するのか。こうした問題はUNCRCのクレディビリティの中核を撃つジレンマであるとの指摘もなされる。

第8章では施設における子どもたちの間の助け合いなど、身の処し方について述べられる。例えば、リフォーム・スクールの子どもたちが同じ刺青を入れるのは助け合い、慰めあう仲間のあかしであるという。施設が求める生活に子どもたちを過度に慣らすことに賛成ではないBurrは、そうした子どもたち自身の営みを温かい目でみているように思われる。他方、Burrが訪れた孤児院、リフォーム・スクールともに基本教育を施しており、子どもたち自身もそれについて感謝しているとして、肯定的な評価を示している。

最終章では、ベトナムでの経験、出会った子どもたちの存在について総括がなされる。Burrは自身の立場は少数派であるとしつつも、自身がベトナムで出会った子どもたちを社会の片隅に置かれた存在としてではなく、社会の主流に位置するものとして捉える。Burrは子どもたちの「強さ」を認識する。彼らの稼いだお金は彼らの住む地域で使用されるし、さらなる教育や自身の家族を持つことに対する子どもたちのアスピレーションは、彼らを社会のメインストリームにしっかりと位置付けているという(p.208)。

そして、ここまで示してきた現地の文脈、現場、子どもたちの立場に身を寄せる姿勢に即し、私たちの良心を慰めることのみならず資する仰々しい人権スキ

ームよりも、現地の望むことに注意を払い、現実的な人権を導入することが真に求められているとの判断を示している。

### III

評者は児童福祉を専門とする者ではないが、ベトナム地域研究に携わる者としての立場からベトナムの事情について若干紹介した上でコメントを付し、本書評の結びとしたい。

ベトナムにおいては、児童福祉の関連で、2004年5月11日～6月15日に開かれた第11期第5回国会で「子どもの保護・養護・教育法」が可決されている。同法は1991年に制定された同名の法律に代わるものであり、16歳未満のベトナム公民を「子ども」(tre em)と規定し、子どもの基本的権利・本分や子どもの保護、養護、教育における家庭、国家、社会の責任などについて定めている。なお同法は2005年1月1日に発効した。

子どもの問題に関わって留意すべき重要なもうひとつの動きとして、2007年7月19日～8月4日に開かれた第12期第1回国会で、子どもに関する問題を担当してきた人口・家族・児童委員会の解体が決まったということがある。この動きに伴い、労働・傷病兵・社会問題省が子どもに関わる問題を所管することに決まった<sup>(註1)</sup>。

またベトナムでは、例えば現体制を支えるベトナム共産青年団、ベトナム女性連合、ベトナム農民会などの政治社会組織も「子どもの保護・養護・教育法」とともにUNCRCの普及、浸透に努めており、担当幹部が関連資料の供給を十全に図る必要に言及するなど、国・体制としてUNCRCの普及・浸透に前向きに取り組む方向にある[Nguyen Trong An 2009, 17-18, 36]。そして、2005年6月1日からは6歳未満の子どもには診療カード(the kham, chua benh)が発行され、制度上は無料で診療が受けられるようにするなど、子どもの健康を守るための取り組みも行われている<sup>(註2)</sup>。

以下、コメントに移ることにしたい。

最初に、BurrはUNCRCの内容を発展途上国にそ

のまま適用することに批判的であるが、ベトナムの社会・文化、国家の方針の文脈に照らしてそれと親和的な部分もUNCRCにはみられることを指摘しておきたい。

たとえば、UNCRCの第5条では、子どもたちを導く上での両親、家族の責任・権利を尊重すべきとしている。また、第18条でも子どもを導き育てる上での両親の責任について言及されている。もちろん異なるケースも多々存在するであろうが、2005年から障害者家庭の訪問調査を行ってきた経験に基づいて判断すれば、ベトナムではそれぞれの生活を支える上で両親を中心とする家族の存在は総じて大きいと考えられる。地域によって差はあるが、祖先崇拜、すなわち家族の系統を重視する伝統も存在する。したがって、こうした両親や家族の役割を重視するUNCRCの立場は、既存のベトナム社会・文化に親和的なのではないかと考えられる。

次に本書が考察の対象としている子どもの労働については、ベトナムでは労働法により、子どもの労働参加は15歳から、職芸の学習については13歳から正式に認められる。また、労働・傷病兵・社会問題省傘下の子ども保護・養護局局長の職にあるNguyen Hai Huuがその論考で、子どもの未来、将来的な仕事の獲得における教育の役割の重要性を強調し、子どもの労働への参加が子どもの教育機会の放棄ひいては職業学習の機会喪失に結びつき、それがさらに子どもの非熟練労働への参加、それに起因する低収入、そして貧困に結びついていくとの見解を示すなど [Nguyen Hai Huu 2009, 15-16]、初等教育をはじめ子どもに対する教育を重視するUNCRCの立場と同様の見解を持っていると考えられる。

また、例えばベトナムでも、他国と同様に子どもに対する性的虐待の問題が対策の必要な問題として浮び上がっている。2005～07年に当時64あった省・中央直轄市のうち（08年途中よりハノイ市とハータイ省が統合され全国63省・中央直轄市となっている）、57省・中央直轄市で実施された調査においては、2240件、2348人の被害者が見つかっているという [Le Ha 2008, 51-52, 56]。UNCRCは第19条で

虐待、第34条で性的虐待から子どもたちの保護や防止について言及している。ベトナムでは2007年10月22日～11月21日に開かれた第12期第2回国会で家庭内暴力防止・取締法が可決されているが、子どもたちにとってUNCRCの存在はたとえ現実的に十分な効果がないとしてもなお、意義あるものと考えられる。

それでは、UNCRCを信奉する国連、国際機関、そうした国際機関などから評価を受けている国際NGOとベトナム政府の意見・立場に相違はないのであろうか。

Burrによれば、UNCRCを信奉する国連、国際機関、そうした国際機関などから評価を受けている国際NGOはUNCRCの普遍性を支持する立場に立ち、現地の状況についてUNCRCを物差しとして判断する傾向がある。

これに比べ、ベトナム政府は、もう少し柔軟に状況を捉え、UNCRC、そして国内法をも将来的にはすべての条項を実行すべき「目標」として認識している部分があるのではなからうか。例えば、先に挙げたNguyen Hai Huu (2009, 16) では、公式的教育がもし適用困難な場合、非公式なアプローチを用いるなどして、教育機会を働く子どもに可能な範囲で提供するといった現実的な対応を提起している。こうした立場は、現地に対するしっかりとした理解に基づいて、ベトナムの実際の状況に相応しい、地域的文脈に即した現実的対応を是とするBurrの立場により近いのではないかと考えられる。

評者が本書を基に判断する限りでは、UNCRCを信奉する国連、国際機関、そうした国際機関などから評価を受けている国際NGOとBurrの立場の中間に、ベトナム政府の立ち位置・処方があるように思われる。Burrが指摘するように、UNCRCには現状では実行が容易ではない条項が含まれるかもしれない。しかし、早急に実現することは容易でないにせよ、将来的に実現すべき「目標」もしくは規範としての意義がUNCRCにはあるのではなからうか。自身が批判する一部のNGOのように、現場において絶対に実行すべき事項、物差しとしてUNCRCを位置付けるのではなく、将来的に実現すべき「目標」

としてそれを読みかえるのであれば、優先順位をいかにつけるのかという問題は残るにせよ、Burrもまた異なる評価を下すのではなからうか。

土屋健治は地域研究について、「一方では地域の側からの深く重い問いかけに出合い、他方では（中略）普遍世界の高みから発せられてくる問いかけに出合って、それぞれの問いかけを一つの脅迫観念としてひきずっていくことにはかならない」と述べている [土屋 1990, 2]。

これと同じような営みをベトナムの児童問題の専門家とこれに関わる外国人専門家は行っていかざるをえないのではないか。子ども自身の処世・意見を尊重し、その力を信じつつ、ベトナム滞在から本書がなるまでのおよそ10年間、Burrはそうした営みを行ったように評者には思われる。

（注1） 同省傘下には子ども保護・養護局（Cuc Bao ve, cham soc tre em）が設置されている。

（注2） 2008年の後期国会で可決され、09年7月1日に発効した医療保険法でも6歳未満の子どもは医療保険の加入対象とされ、診療費・治療費の支払いが免除されると定められている。

## 文献リスト

## ＜日本語文献＞

土屋健治 1990. 「東南アジアの思想, その展望」土屋健治編『講座東南アジア学6 東南アジアの思想』弘文堂.

## ＜ベトナム語文献＞

Le Ha 2008. “Xam hai tinh duc tre em : Mot van de dang quan tam [子どもの性的虐待——関心を持つひとつの問題——].” Tap chi Lao dong & Xa hoi [労働・社会誌], So 331, 16-31/3/2008 : 51-52, 56.

Nguyen Hai Huu 2009. “Giai phap co ban nham giam thieu tinh trang Lao dong tre em o Viet Nam hien nay [現在のベトナムにおける児童労働の減少を目的とした基本的解決策].” Tap chi Lao dong & Xa hoi, So 359, 15-31/5/2009 : 15-16.

Nguyen Trong An 2009. “Nang cao vai tro cua cac to chuc doan the va cong dong doi voi cong tac bao ve, cham soc tre em [子どもの保護・養護工作に対する組織・団体と共同体の役割の向上].” Tap chi Lao dong & Xa hoi, So 359, 15-31/5/2009 : 17-18, 36.

（アジア経済研究所地域研究センター）